

●香川県告示第227号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成23年5月27日

香川県知事 浜田 恵造

1 免許年月日

平成23年5月27日

2 免許を受けた者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名及び住所

香川県

高松市番町4丁目1番10号

香川県知事 浜田 恵造

高松市番町4丁目1番10号

3 埋立区域

(1) 位置

三豊市詫間町大浜字楠浜乙2番1、大浜字楠浜乙2番1から香田字西郷甲792番2に至る間に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の地点のうち①の地点と②の地点を結ぶ平成22年春分の満潮位（D. L. +3.83メートル）における公有水面と陸地との境界線及び②の地点から⑬の地点までを順次に結んだ線並びに①の地点と⑬の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点立石山（北緯34度13分51.04914秒、東経133度37分43.77759秒。以下「基点」という。）から23度51分16秒、913.51メートルの地点

②の地点 ①の地点から73度19分58秒 75.50メートルの地点

③の地点 ②の地点から285度33分26秒 1.71メートルの地点

④の地点 ③の地点から279度27分43秒 6.78メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から272度55分40秒 6.78メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から267度16分17秒 6.77メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から260度51分49秒 6.77メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から255度06分36秒 6.74メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から249度03分22秒 6.44メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から245度11分27秒 6.10メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から241度25分29秒 5.76メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から239度54分02秒 5.43メートルの地点

⑬の地点 ⑫の地点から243度33分34秒 5.11メートルの地点

⑭の地点 ⑬の地点から239度10分17秒 4.77メートルの地点

⑮の地点 ⑭の地点から247度35分13秒 4.32メートルの地点

⑯の地点 ⑮の地点から247度35分13秒 3.79メートルの地点

(3) 面積

458.97平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

三豊市詫間町大浜字楠浜乙2番1、大浜字楠浜乙2番1から香田字西郷甲792番1に至る間に隣接する無番地地内及び大浜字楠浜乙2番1、大浜字楠浜乙2番1から香田字西郷甲792番1に至る間に隣接する無番地地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びAの地点とFの地点を結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 基点から24度23分06秒 893.55メートルの地点

Bの地点 Aの地点から61度26分31秒 52.08メートルの地点

Cの地点 Bの地点から90度06分01秒 18.75メートルの地点

Dの地点 Cの地点から28度19分03秒 56.74メートルの地点

Eの地点 Dの地点から270度06分01秒 58.35メートルの地点

Fの地点 Eの地点から241度26分31秒 60.83メートルの地点

(3) 面積

4,750.12平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地